○河北郡市広域事務組合職員の勤務時間に関する規程

制定 平成17年4月1日 訓令第1号 改正 平成18年10月1日 訓令第3号 平成23年4月1日 訓令第1号 令和5年4月1日 訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、河北郡市広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成16年河北郡市広域事務組合条例第11号)第2条から第4条まで及び第8条 の3の規定により、職員の勤務時間の割振りについて、必要な事項を定めること を目的とする。

(勤務時間)

- 第2条 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15 分までとする。
- 2 条例第8条の3に規定する育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に係る勤務 時間については、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかとする。
 - (1) 午前7時30分から午後4時15分まで
 - (2) 午前8時から午後4時45分まで
 - (3) 午前9時から午後5時45分まで
 - (4) 午前9時30分から午後6時15分まで
- 3 条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間は、38時間45分から当該育児短時間勤務をしている職員の1週間当たりの勤務時間を減じて得た時間の範囲内とする。

(休憩時間)

第3条 休憩時間は、正午から午後1時までとする。 (勤務時間の特例)

第4条 業務の性質その他の事由により、前2条の規定によることができない職員の勤務時間、休憩時間等については、河北郡市広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成16年河北郡市広域事務組合規則第4号)第2条に規定する基準に従い、局長に合議のうえ、主管課長が定める。

(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間)

第5条 条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等及び同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休憩時間等については、前3条の規定にかかわらず、理事会が別に定める。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成18年10月1日訓令第3号)

この規則は、公表の日から施行する。

附 則(平成23年4月1日訓令第1号)

この規則は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年4月1日訓令第1号)

この規則は、公表の日から施行する。